

採取部門においては収益性原理に、育林部門においては生産性および技術的原理に基づいた性格づけがなさ

れるものといわなければなるまい。

47. 林道投資の経済効果について

九州大学農学部 坂 本 格

1. 目的

林道投資の経済効果の性質を解明し、その効果評定指標を正しく把握しようとするのが本論の目的である。

2. 経済効果の性質

従来は林道投資の経済効果として販売時点において林木のもたらす利益の増加分があげられたり、あるいは林木蓄積評価額の増加分またはこれと地価増加分を加え合せたものがあげられたりしている。

ところで、第一にあげた効果はまさに実現した価値そのものであるが、他の二つはこれと異なつて不動産取引業であれば実現する価値であるにしても林業の經營にとつては永遠に実現することのない性質のもので、これらは固定資産の評価増であるにすぎない。

したがつて第一の効果と第二、第三の効果は実現性という点で全く相反する性質をもつてあり、これらを区別することなく同一の次元に属する効果として取扱うことは危険であつて、これらは収益性効果と信用効果として両然と区別すべきであろう。

3. 経済効果の評定指標

従来林道投資の経済効果の評定には二つの仕方が用いられてきた。その一つは投資額に対して林木蓄積価と地価が如何に増大したかという観点からの効果の評定であり、その指標として(増加額)/(投資額)を用いる仕方である。しかしこれは第2節からして明らかのように固定資産評価額の増大効果のみに目を向いたものであつて、信用効果のみを投資効果と考えている点において不完全であるといわなければならない。

いま一つは、林道投資の採算性を、採取対象となる既存森林資源からの生産高総額に対してその投資が見合うかどうかという点から論ずるもので、この場合の効果評定指標には(既存森林資源伐採による利益増加額)/(投資額)が用いられるのである。しかしこれは二つの点で完全さを欠いている。すなわち、第一に信

用効果を考慮の外におき収益性効果のみしか考えていないという点においてである。第二に既存森林資源だけしか考慮しない点においてである。第二点について詳述しよう。この場合のように考えると、当然既存資源には量的限界があるから、林道投資もある一定期間に回収されなければならず、その償却期間が考えられることになる。多くの場合償却期間はその資源を取りつくす期間とされている。そうすれば経済効果は(年利益の増加額)/(減価償却額)によって判定されるともいいかえられる。しかしながら林道は既存資源の開発だけでなく、生産原価の低減とからんで伐跡への育林をも一部可能にするだろうし、その集約度も以前より上昇させうるはずであるから、林業経営はこれによる利益増加も林道投資に負つていると考えるべきであり、これの増加額も経済効果評定にさいして考慮しなければ効果評定作業は伐採業者のそれに終つてしまい、育林部門を抱えた林業経営における効果評定には全く不都合なものとなつてしまうのである。しかも道端は物理的には補修を加えれば永遠の使用に耐えうるし、採取方法に技術革新が生じなければ林道による林木採取という方法が道徳的に陳腐化してしまうこともありえない(けだしこの考え方は現実に即したものであろう)。加えて、林道が既存資源を取りはらつた後の育林事業をも支配するのであるから、林道は物理的にのみならず経済的にも永遠の耐用年をもつことになる。したがつて伐採業を対象としない場合には林道投資の減価償却を全く考える必要がない。すなわち林道は非償却資産としての作用を営み、土地改良資本などと同様に考えてよいのである。ゆえにこの方法は、既存資源のなくなつた後の育林事業によつてもたらされる経営の利益増大を考えないことと、それから林道を非償却資産として取扱わない点に第二の誤りがあるのである。

また従来は林道投資の経営全体への貢献度を全く問題にしなかつたが、この点も考慮して総資本利益率の上昇度合を測つて、その投資効果評定指標とすべきで

はなかろうか。

4. 結 論

林道投資の経済効果は、これを収益性効果と信用効果に画然と区分すべきで、これらを同一次元で取扱つてはならない。

後者の評定指標は（固定資産評価増加額）／（投資

額）とすべく、前者の評定指標は（既存蓄積販売利益増加額前値）+（育林による利益増加額前値）／（投資額）+（林道維持費前値）のような形にすべきものと考える。また経営全体への収益性上の貢献も前者に加え、その貢献の度合は（資本利益率増分）／（投資の利子）+（年間維持費）によって判定してよいといえよう。
